

## 第7回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年8月20日(月)  
会 場 KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

開会時間 午後 2時00分  
終了時間 午後 3時30分

### ○ 出席委員等(23名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	宮 原 スエ子	松 崎 龍 信	田 川 家 稔		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久		
	西 村 榮 記	森 川 治 雄	山 本 國 雄		
	井 川 正 明				

### ○ 欠席委員等(0名)

### ○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
喜 佐 田 充 伸		

## 第7回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年8月20日（月）午後2時～

場 所：KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 事

#### 〔報 告〕

議員専門部会からの報告

#### 〔協 議〕

##### (1) 前回提案

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 27号 消防防災の取扱いについて（その2）

協議第 31号 各種福祉制度の取扱いについて（その3）

協議第 32号 清掃事業の取扱いについて（その1）

協議第 34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その3）（その4）

協議第 37号 都市計画の取扱いについて（その1）（その2）

協議第 17号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 18号 補助金・交付金等の取扱いについて

##### (2) 今回提案

協議第 10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 11号 合併市町村基本計画について

協議第 13号 条例、規則等の取扱いについて

協議第 14号 事務組織及び機構の取扱いについて

#### 〔その他〕

### 4 閉 会

午後2時00分開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第7回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に1枚紙で「第7回熊本市・富合町合併協議会次第」「出席者名簿」、それと綴じてあります「第7回熊本市・富合町合併協議会」の冊子、「熊本市・富合町新市基本計画（案）」の冊子、そして「熊本市・富合町新市基本計画新旧対照表」の冊子がございます。以上5種類の資料を配布しております。

資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。御確認いただきありがとうございます。それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。

まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

開会挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。第7回目になりますが協議会の開催にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

まずは委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、そして暑い日が連日続いておりますが、そういう中に御出席をいただきましたことを、まず厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

これまでの6回の協議におきましても、それぞれ皆様方の御尽力によりまして順調に協議を進めさせていただいているところでございます。重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。前回の協議会の冒頭の御挨拶でも申し上げたところでございますが、それぞれ祭りの交流も行わせていただいているところでございまして、4日に行われました緑川総合公園で開催されました富合町さんの「ふるさと祭り」でございまして、私も初めて出席をさせていただきました。町長さん始め、議長さんそれぞれ地域の皆様方に温かく迎えていただきまして、壇上で御挨拶もさせていただくことができましたけれども、非常に富合町さんの地域の繋がりの強さと言いますか、祭りを通してのまちづくりに取り組んだものを実感させていただきました。本当に御招待いただきましたことに厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

またその後に行われました、川尻地区の「精霊流し」でございますけれども、これは福原委員さんの御提案で富合町さんにも御案内をされたところでございますが、すみません、私があいにく所要の為、出席ができませんでしたが、富合町さんの方からは町長さんを始めですね、大勢の皆様方が御参加をいただいたというふうにお聞きいたしております。

こうやって相互の交流等が更に活発に行われることを期待しているところでございます。

誠にありがとうございました。お世話になりました。

早速、本日の協議でございますけれど、今回は前回提案させていただきました分につきまして、まずは協議をさせていただきたいというふうに思っております。そして今回提案分といたしまして、新市の基本計画につきまして御審議をいただく御提案をさせていただくということになっております。この基本計画でございますけれども、後ほど報告があるかと思いますが、議員専門部会におきましての審議を経まして、この協議会で今回提案されることになっておりまして、新市が抱えます課題を踏まえたまちづくりの基本的な方向及び目指すべき将来像等を描かせていただいたものでございます。

本市におきましては、パブリックコメントでございますとかあるいは住民説明会での御意見を聴取し、そして修正を加えさせていただいたところでございます。また、富合町におきましても、公民館での住民説明会あるいは、全世帯に基本計画素案を配布をなさって御意見を通して市町民の皆様の声をできるかぎり反映した形で作成をしたものでございまして、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業を体系的に整理させていただいております。

特に富合町の皆様方におかれましては、今後の生活の基礎となる大変重要な計画でございますので、すべての住民の皆様方にとって「合併をして良かった」と感じていただけるような計画となりますよう努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、改めまして大変お忙しい中に御出席いただきましたことに重ねて御礼申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶に変えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いいたします。

会長

それでは規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は全員の委員の皆様方の御出席をいただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、ここに御報告を申し上げます。

ここで会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名は議長が行うこととなっておりますので、指名をさせていただきます。本日は、熊本市側から田川委員、富合町から松永委員をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、御手元の次第に沿って議事を進めてまいります。それでは、これより「次

第3議事」に入らせていただきます。

最初に報告でございます。この報告につきましては議員専門部会からの報告でございます。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

合併協議会事務局の豊永でございます。御説明を申し上げます。4頁をお願いいたします。去る19年の8月16日午前10時から熊本市の議会棟の5階で議員専門部会第5回目が開催されました。その中で協議第11号「合併市町村基本計画について」が審議をされまして、挙手多数により承認されたということでございます。以上報告でございます。

会長

ただ今、事務局の方から報告がございました議員専門部会からの報告につきまして何か御質問等はございませんでしょうか。

(なしとの意思表示有り)

会長

特にないようでございますので、以上をもちまして報告を終わらせていただきたいと思います。

続きまして協議に入らせていただきます。協議につきましては、恒例でございますが前回提案分をお諮りをいたします。前回提案の協議第7号から協議第18号までの8協議項目につきましては、前回に御説明を行っておりますので、今回承認の是非をお諮りしたいと存じます。それでは、前回提案の協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、まずは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

9頁をお願いいたします。協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する2つの農業委員会を置くということで、従前のままで2つの農業委員会を置くということでございます。平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編するということでございます。よろしくをお願いいたします。

会長

ただ今、改めまして事務局の方から説明がありました協議第7号につきまして、何か御質問・御意見等がございますならをお願いいたします。特にありませんでしょうか。

(なしとの意思表示有り)

会長

もし、御質疑ないようでございますなら協議第7号につきましては、原案のとおり承認ということでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第27号「消防防災の取扱いについて(その2)」につきまして御審議をお願いします。まずは事務局の説明をお願いいたします。

事務局

15頁をお願いいたします。協議第27号「消防防災の取扱いについて(その2)」でございます。1番目消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合することとでございます。2番目防災無線の取扱いについては、合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する(移動系)ということとでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第27号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。

(なしとの意思表示有り)

会長

ないようでございますなら、協議第27号につきまして原案のとおり承認ということとでございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第27号「消防防災の取扱いについて(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その3）」につきまして、まず前回の第6回協議会で原田委員さんの方から富合町の働く女性の数の御質問があつておりましたので事務局の方からその件についての回答をまずはお願いをいたします。

事務局 富合町 福祉保険課

富合町の福祉保険課でございます。御質問があつておりました富合町での働いておられる女性の数、就業者についてでございますが、平成17年の国勢調査における労働力人口の数値が出ておりますので、その数値を報告させていただきます。労働力人口でございますので15歳以上の方が調査の対象となっておりますが、富合町で15歳以上の女性は3,768人おられまして、そのうちで働いておられる方、就業者は1,708人となっております。就業率が45.3%となっております。ちなみに保育園に児童を預けられる対象となると思われる年齢層を20歳から39歳までと考えて数値を出してみますと対象者が638人となりまして、うち働いておられる方、就業者は586人でございます。就業率が91.8%となっております。以上でございます。

会長

平成17年の国勢調査に基づきまして、回答させていただいたところでございますが、原田委員さん、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

原田委員

それに関してはこれから、消防避難所なんかも、人口何万人に対して何カ所というふうなことがされておりますので、保育園なんかもそういう意味では、検討いただけるのかなというのが1点と、この23頁を見ますと、熊本市民で富合町の保育園を利用する人は、19人で、富合から熊本市っていうのは0ということで、普通ですと富合町から熊本市へ働いている人が多いはずだからと思うんですが、市民で富合町の保育園を利用している人が多いというのは、何故かなというのがちょっと。保育料が富合町の方が安いから利用してらっしゃるのかなという思いもありますし、なぜ逆転しているのかなというのが、これを見てて感じるんですが。以上です。

会長

ただ今のお尋ねにつきまして、保育課長がおりますのでお願いします。

事務局 熊本市 保育課

熊本市保育課でございます。ただ今の質問にお答えいたしますけれども、熊本市から富合町に広域保育と申しますけれども、行ってらっしゃる方がおられますのに、富合からは

いらっしゃってないということのお尋ねでございますけれど、熊本市は御存知のとおり待機児童というのが多ございまして、1つは。富合の方に勤めてらっしゃる方というのは、富合の方の保育園に入れるという制度もございまして、そういった制度を御利用いただいているものと認識いたしております。もう1つ保育料のお尋ねがございましたが、保育料はその土地といたしますか、自治体の基本の保育料になりますので、広域保育をしたからと言って向こうの方の保育料を払うということではありませんので御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

会長

いかがでございましょうか。どうぞ。

原田委員

先ほど、私立が3校で公立なしとなっておりますよね。そうすると結構働いている人がいらっしゃるということだと、こういうことはこれから検討の余地はされるのかなど。

会長

現時点で待機児童はいないと。事務局の方から。

事務局

今、説明がありましたようにですね、現時点で待機児童がないということは富合町は数は足りていると。公立私立関係なくですね、保育というのはどちらで保育をされてもかまいませんので、富合町では私立保育園で数が足りているというふうにお考えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長

ようございますでしょうか。

原田委員

了承の意思表示有り。

会長

他に何か御意見・御質問等ありますればお願いいたします。他は特にございませぬでしょうか。他、ないようでございますなら協議第31号につきまして、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その3）」につきましても原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして協議第32号「清掃事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局の方からの説明をお願いいたします。

事務局

29頁をお願いいたします。協議第32号「清掃事業の取扱いについて（その1）」でございます。1、浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後更新時に熊本市の例により統合するというでございます。2、清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合するというございまして、合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発という事業につきましては、熊本市の例により統合するというでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第32号につきまして御質問・御意見があればお願いいたします。ありませんでしょうか。ないようでございますなら、協議第32号、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第32号「清掃事業の取扱いについて（その1）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その3）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

35頁をお願いいたします。これは、継続分でございます。前回から継続ということでございまして、「農林水産関係事業の取扱いについて（その3）」でございます。1、土地改良事業等補助金については、熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。2、産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明のありました協議第34号につきまして、御質問・御意見等ございますならお願いをいたします。

本田委員さん、どうぞ。

本田委員

本田です。前回、一応継続ということでお願いしたんですけれども、この中で26年度以降の方向性が見えないということでお願いしたわけなんですけれども、先日、緑川南部の土地改良区の宇土、それから私たち、それからうちの町長も一緒ですけれども協議しまして、この後にですね、26年度以降に関しては関係機関と協議をし、調整していくという方向でお願いはできないだろうか、ということを提案したいと思っておりますけれども。

会長

ただ今、本田委員さんの方から土地改良事業等補助金につきまして、26年度以降の取扱いについて、関係機関と協議の上、調整していくということを追加してほしいというふうな御提案がございました。このことも含めまして、何か他の委員さんから御意見等ございますならお願いいたします。

他の委員さんから特にございませんでしょうか。

それでは、ただ今本田委員さんから提案がありました修正案につきまして事務局の方で確認をお願いしたいと思っております。

事務局

熊本市の例により統合する。ちょっと読み上げさせていただきます。37頁の方を見ていただけますでしょうか。37頁に調整方針というのがございます。こちらの方で現在は熊本市の例により統合する。ただし、運営補助については平成25年度までは現状のままとするというふうになっております。これを26年度以降ということでございますので、「現状のままとし、そして平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整する」ということでよろしいでしょうか。26年度以降については、関係機関と協議を行い調整するというので。そういうことで今の確認とさせていただきたいと思っております。

会長

ただ今、事務局から修正案についてのですね、提案といえますか確認があったところでございますが、他御質疑がないようでございますなら、土地改良事業等補助金について、ただ今の一部修正の上の提案承認ということでようございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その3）」につきまして、一部修正を行いました上で承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

41頁をお願いいたします。協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」でございます。1、水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。2、農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続する。その間、関係機関と調整を図る。3、認定農業者協議会については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。その後、熊本市へ統合する。4、認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。その後、熊本市の例により統合する。5、営農連絡協議会については、当分の間、存続する。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

会長

ただ今、説明のありました協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」につきまして、御質問・御意見等ありますならをお願いいたします。

本田委員さん、どうぞ。

本田委員

この中で、3番4番が非常に私の会に関係しておる関係で、前回も提案というか意見を言わせていただきました。その中で3番目の組織については、これでいいというわけではありませんけれども、これでいいんじゃないかとそういう考えを持っております。問題になります4番目の補助金の方が、どうしてもこのままではいけないというわけではありませんけれども、ちょっと今のところ、納得できないと。やはり、富合町は前回言いましたとおり、農業が主体の町でありますし、非常に農家の皆さん達も非常に頑張っておられると。そういう中で現状と合併してからのその補助金の差、それから農業に対する考え方の差というのが、まだ少し差があるんじゃないかという気がいたします。その中で是非、これから熊本市の認定農業者の連絡会とも協議をしてですね、これがさっきお互いの、話し合いの中で煮詰めていったほうがいいんじゃないかという気持ちを持っております。ですから、補助金の方についてはよければ、もう1回継続の方をお願いしたいという気持ちを持っております。よろしくをお願いいたします。

会長

本田委員さんの方から、「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」の中の、特に4番につきまして、また御意見をいただいたところでございますが、他の委員さんから何かございますでしょうか。御意見・御質問等。もし、ないようでしたら、ただ今認定農業者協議会補助金についてでございますけれども、本市の認定農業者協議会、こちらの方と、意見交換をした上でという御提案だったわけですね。ということでございますので、協議第34号の「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」につきましては、継続審議をいたしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

それでは、他の項目1、2、3、5につきましては、原案のとおり承認ということで、そして4につきましては、継続ということでよろしいですか。

（了承の意思表示有り）

会長

それでは、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」につきましては、認定農業者協議会補助金、これは継続扱い、そしてそれ以外の小項目につきましては、原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第37号、「都市計画の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

49頁をお願いいたします。協議第37号「都市計画の取扱いについて（その1）」継続分でございます。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐということで提案させていただいております。しかし前回、富合町からも御意見が出まして継続ということになったわけでございますが、先般の議員専門部会の中でも富合町ではもう少し、この問題について議論したいというお申し出もございました。そういうこともございましたので、従いまして、この議案そのものを継続分で、毎回、御審議いただくものかもしれませんが、できましたら次回に送らせていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第37号「都市計画の取扱いについて（その

1)」につきましては、継続審議とさせていただきたいということですが、いかがでございましょうか。それでよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」につきましては、継続審議とさせていただきます。

続きまして、協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

53頁をお願いいたします。協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」でございます。都市計画の取扱いのうち下記の事業については、合併時に合併特例区の事業として継続するということございまして、車両基地建設に伴う受託事業、これは新幹線車両基地建設に伴いまして、鉄道支援機構から富合町が受託しておられる事業を合併特例区の事業として継続をするというものでございます。よろしく申し上げます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」につきまして、何か御質問・御意見等がありますならをお願いいたします。特にありませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」につきましても、原案のとおり承認ということでございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして協議第17号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

57頁をお願いいたします。協議第17号「公共的団体等の取扱い」でございます。新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に務めるというものでございます。よろ

しくお願いいたします。

会長

ただ今、説明がありました協議第17号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。ないようでございますなら協議第17号につきまして原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

協議第17号につきましても、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

61頁をお願いいたします。協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」ということでございます。この協議第18号はそれぞれの協議項目の中で協議いたしてきました補助金・交付金等を、例えば64頁65頁の表のようにとりまとめたものを一括して御承認をいただくという性格のものでございます。ただしこの中に、今継続が決まりました認定農業者への補助金がありましたので、このことにつきましてはその話は次回で終わるまでこの協議第18号は継続をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長

ただ今事務局から説明がありましたように、認定農業者の補助金の問題もございまして、協議第18号につきましては継続審議とさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第18号は継続ということで取り扱わせていただきます。次に協議に入らせていただきます。

次に協議2に入ります。今回提案分に入らせていただきます。今回提案の協議第10号から第14号までの4協議項目につきまして、最初の協議になりますので委員の皆様方に御説明を行いました上で、次回第8回協議会での承認の是非をお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今回提案分について御説明を申し上げます。69頁をお願い申し上げます。協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」でございます。合併時に在職する富合町の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図るというものでございます。

72頁と73頁に、両市町の現況の制度を出しております。職員の定数や数、平均年齢、給与月額等、2番目の方には、級別標準職務分類、そして右の方には、初任給基準、給料表を出しております。8級制、6級制という違いがございます。基本的には熊本市の制度に合わせていくということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました、協議第10号につきまして御質問・御意見等ありますならお願いいたします。

原田委員さん、どうぞ。

原田委員

当然、富合の職員の方は熊本市とかに異動はあるわけですか。

会長

それでは、事務局の方からお答えください。

事務局

当然異動はございます。

原田委員

わかりました。異動がなければ、それだけ仕事の量とか能力給とかになるから、当然下がっていいのかなと思ったので。異動があるということでしたら、そういうのは基準が下がっていいのかなと。異動があるということでしたら、そういうのは、基準で判断されるわけですね。

会長

制度自体は、先ほども御説明ございましたように統一することになりますので、当然先ほど事務局からも回答ございました異動等は出てくることになろうかと考えております。

他、何かございませんでしょうか。特にありませんでしょうか。御意見等ないようでございますなら、次の協議に移ってもよろございますでしょうか。

(はいとの返事有り)

会長

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、75頁でございます。協議第11号「合併市町村基本計画について」でございます。合併市町村基本計画（案）について、別紙のとおり提案するものでございます。この基本計画につきましては、先般7月3日の第5回協議会におきまして、基本計画（素案）という形で、報告提案をさせていただいたところでございます。それを経まして7月6日から7月27日まで、熊本市におきましてはパブリックコメントを実施いたしました。それから両市町におきまして、この基本計画についての説明会を実施いたしております。富合町の方では、7月16日21日の2回アスパル富合におきまして、実施されております。それから、熊本市の方は、7月16日から31日にかけて、5回の説明会を実施いたしております。そういう説明会を経まして、必要とされます県との協議の結果といたしまして、前回素案の段階では、入っておりませんでした第7章の県事業の推進、それから県の全般に関する御意見、これをいただきまして修正を行いました上で、正式な基本計画（案）として今回提案をいたすものでございます。なお、パブリックコメントにつきましては、1件ございまして、基本計画の内容そのものに関するものではございませんでした。また、説明会におきましても、町の方におきまして13件ございましたが、基本計画の内容には関係ございませんでした。それから、市の方で合併に関しましては17件ございましたが、計画を補足修正するものは0件ございまして、その内容が既に記載してございますものが4件、その他の御意見が13件というような内容でございました。

それから、県事業の推進につきましては、それから県の意見への両市町の担当部局での調整につきましては、両市町の意見も再度加えながら県の御意見と合わせて修正を加えたところでございます。

それでは、資料でお配りいたしております、新市基本計画新旧対照表と、新市基本計画（案）、これを合わせ見ながらご覧下さい。特に内容がちょっと変わっております部分を中心に、御説明を申し上げたいと思います。

まず、新旧対照表の2頁でございます。本文では18頁の6行目からになりますけれども、社会福祉施設等の設置状況という表がございます。これにつきましては、前回この表の上から3つの障害者福祉施設までしか、記載をいたしておりませんでしたけれども、全体的に網羅すべきということで下の指定障害者福祉サービス事業以下の3つの施設や事業について、追加をさせていただいております。

それから新旧対照表の3頁でございますが、その上から2段目の本文の23頁でございます。23頁の18行目のところでございますが、国道3号線沿線の整備、拠点性の向上のところでございます。拠点、本地域における「拠点」と位置づけを出しております。ここは、「中心市街地」のところを修正いたしまして、産業集積等を「商業集積等を図る」という文章を「地域住民の生活支援サービス機能の充実を図るとともに、商業、各種業務など都市活動を図るための拠点性を向上し」というふうに内容を詳しく記述いたしております。それから、その下の方にまいりまして、29頁の8行目でございます。施策の体系の表でございますけれども、まず、1番の人と人との心が、通い合う市民生活の実現というところで(3)(4)のところは以前、「防災防犯体制の整備」というふうにいたしておりましたけれども、「防災消防体制の整備」「防犯体制の整備」というふうにそれぞれを分けまして、拡充した形にいたしております。その結果以下の、4、5、6の番号が5、6、7にずらさせていただいております。それから22行目ぐらいになるのですが、3の水と緑に恵まれたというところの(3)「地下水及び河川、海域環境の保全」というふうに改めておりますが、これは「河川環境の保全」という表現でございましたけれども、海域環境や地下水をもう少し詳しく盛り込んだ方がいいだろうということで項目に入れさせていただいております。それから、その下の32行目の4の(9)にあたるところですが、「治水対策の推進」というところを、「治水等防災対策の推進」というふうに変えさせていただいております。

それから、その下にいきまして43行目になりますが、6の(5)「地域文化の振興と国際交流の推進」という国際交流後段の分を入れさせていただいております。それから、その下の30頁19行目というところがございます。(3)の防災・消防体制の整備という内容でございますけれども、「国民保護計画や事件等対処計画についての危機管理体制の整備について」の記述を加えさせていただいております。それから、その下の(4)の防犯体制のところでございますが、30頁の25行目ということで記載してございます。特にその後段、また以下の「公共工事、公共施設から、暴力団及び暴力団関係企業を排除するとともに」という暴力団排除活動の推進を入れさせていただいております。それから次にまいりまして、31頁の一番下の方25行目になりますけれども、新旧対照表4頁に入ります。本文は31頁の一番下でございますが、今の国際交流の推進のところで「国際交流協力団体の活動支援をしたり、在熊外国人の情報提供や相談窓口の充実等、地域に根ざした国際交流の推進を図る」という文を入れてございます。それから34頁の19行目でございますが、地下水及び河川・海域環境の保全の欄でございます。中段の2行目になります。

「地下水の水量・水質の保全」あるいは、その下の「海域の水質を監視するとともに」、一番最後の「有明海の海域環境の保全、改善を図ります。」そうしたところまで含めた生活排水対策といったことも考慮するという意味で表現を加えております。それから、35頁の27行目ということでございます。右の方の下の段にいきまして36頁の2行目までにかかる部分でございます。実質36頁の1行目2行目をご覧ください。「後背部に位置する住宅地や農地等の周辺環境との調和に考慮しつつ、住民の日常生活を支える商業機能等の都市機能の集積を図る」というものを入れております。それから新旧対照表5頁の下の方でございますが、39頁の27行目をご覧ください。(4)のスポーツレクリエーション活動の推進のところでございますが、総合型地域スポーツクラブの育成、現在こういった支援をやっておりますので、「地域スポーツクラブ総合型の育成」を入れております。それから40頁の8行目でございますが、中段になります。「同時に外国人英語講師等との交流イベント等の国際交流を推進します。」ということでございます。

それから、最後の頁の6頁の新旧対照表であります。本文で42頁の施策の一覧のところでございます。これにつきましては、一番下の42頁の下の方、ハード事業の3つ目、「幹線道路及び生活道路」に加えて「幹線道路」ということも含めて整備するという意味合いで加えております。右の43頁の方になりまして、「中心市街地土地区画整理事業」につきましては、市の方も中心市街地を進めておりますので区別するために、「清藤・廻江地域」というものを括弧書きで入れております。43頁の一番下のところに31行目となっておりますが、この「◎と○と●」というのを付けておりますが、この説明を入れております。「◎につきましては、富合地域におきまして、合併に絡んで新たに行う新規事業を表しております。」それから「●については、市制度の統一に伴いましては、富合町地域には新規となります事業となることを御説明いたしております。」それから、第6章に入りまして、45頁の6行目でございます。放射状都市連携軸ということで、「熊本市の中心市街地と連携し」というふうに変更しまして「国道3号線及び新駅が予定されるJR鹿児島本線を位置づけ、地域住民の生活を支えるとともに」というふうに内容を補足いたしております。それから、新旧対照表につきまして、最後の46頁でございますが、第7章新市における県事業の推進というところをご覧ください。これにつきましては、今回県よりいただきまして、この県事業の推進を入れております。合併新支援プラン等に基づき、新市基本計画に位置づけられた県事業等について、積極的に推進してまいります。ということで、4項目の道路整備、河川の整備と防災、農業生産基盤の整備、それから最後に新市の円滑な運営の確保の為の支援、新たな合併の財政需要に対する支援を行うというようなことを記載してございます。

最後に49頁でございます。財政計画につきましては、49頁の一番下の方※で書いておりますが、19年度当初予算を基準といたしておりますので、その後の状況の変化により、若干の変動も想定されるということを記載しております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がございました協議第11号熊本市・富合町新市基本計画（案）でございます。新旧対照表と、見比べながら説明を事務局からあったところでございますけれども、何か御意見・御質問等ございますならお願いいたします。

はい、どうぞ。

原田委員

この、基本計画が7月始めに出されたとき、ちょっと私が欠席したので今度見せていただいて感じるんですが、高度成長の開発型から今は環境共生の時代に移り変わってるわけで、そうしますと富合町みたいなものが、だいたいもっと尊重されるべきだと思っているんです。それで働くだけではなくて、仕事と生活を一緒にして子育てをすとかですね、そういうことがあると富合町というのは、そういうのができるのかなと思うので、もうちょっと一般の人にわかるような書き方をしてもらいたいかなと。20年くらい前に北欧のスウェーデンに行ったとき、緑というか塀がなくて木がいっぱい植わっているので、広々見えていたし、自然と鳥が来るように実のある木を植えるとかですね、そういう部分と、アフターファイブ終わってから、川辺に行ったり、ちょっと遊びにいけるとか。後、農業をやりたい人、土日は農業をやりたい人が住むとか。そうしますと、福岡から30分だから熊本に住もうかとか、団塊の世代も富合町に住もうかと思ってくれると思うので、もうちょっと夢がないかなという部分が、もっと一般の人にアピールできるような、富合町はこんなに素敵なんだというのが開発だけではなくて、しなかったから却ってよかったという部分があるじゃないかと。特に私は富合町の広々として夕日が沈むのを見たときに本当に感激したので、できたら今から、ワークアンドライフですね。バランスの時代には富合町が一番ぴったりの町ではないかなと思うので、もっとそういう視点から基本計画を変えていただくと、福岡から移り住んでみたり、熊本市から富合が合併されたらそちらに移り住もうかなと思う人も出てくるかなと思うので、もっと夢のあるように書いていただけないかなと思っています。

会長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

確かに夕日とか何とかが入ってないのは事実でございます。ただ、この基本計画の基本になっていますのが26頁をご覧いただきたいのですが、26頁のめざすまちの姿というのがございます。この文章を見てですね、住みたいなと思っていただけるかどうか別といたしまして、富合町といろいろ話をしながら、富合町をどんな町にしていくのかということで作り上げたのがめざすまちの姿ということでございまして、「豊かな自然と田園風景が

息づく中で、誰もが健康で生き生きと暮らし、訪れる人を温かく迎える新市の南のエントランス」というふうに定めさせていただいておまして、特に右側の方のまちづくりの基本方針の方でも、「人と人との心が通い合う」とか「誰もが健康で生き生きと暮らせる」とか「水と緑に恵まれた良好な」とかですね、人間が住んでくということを中心において、住みやすい地域をさらに住みやすくしていくというふうな思いで、基本計画自体は書かせていただいております、そのところを御了解いただけたらと思います。確かに表現的には足りない部分はあるかもしれませんが、この目標といたしましては、原田委員さんがおっしゃるようなことをですね、富合町の良さをさらに良くしていくというような思いで書かせていただいております。

会長

どうぞ。原田委員さん。

原田委員

北歐に行ったときに書いてる原稿がありますので、市長と町長と県と事務局の方にお渡ししておきますので、これが実際形に今お書きになってるめざすまちの姿がもっと、開発型より共存型の部分に富合町がなっていくのを期待してやみません。以上です。

会長

後ほど、資料等をお預かりさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

最終的には、いつもの進め方同様ですね、決定自体は次回ということになりますので、この基本計画（案）につきまして、だいたい修正点もございましたので、皆様方から、何か新たな観点で御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

長曾我部委員

この前、ちょっと申し上げた件でございますけれども、財政計画の歳入がですね、10年間で928億から994億に伸びてることに対して、私はこの時代にこんな伸びる計画があるのだろうか。1つにはそれが疑問なんですけれども。1番懸念されることは、こういう歳入の計画を組むと、これに応じた歳出計画を組んでしまうと。もし、歳入の計画が崩れたら、大変なことになるだろうなという心配です。もう1つは、富合の町民の方が市に編入をされて、いろいろ条件はよくなるかと思っておりますけれども、市民税になったとたん上がった、どんどん上がっていくということにならないかな。そういう懸念をしておるわけです。それと今の時代からいいますと、税金を下げていこうと、どうやったら下がるのだろうか、民間企業が毎年毎年、コストダウンを図っているわけですね。やっ

ぱり効率のいい市の運営をしていただいて、コストを下げていくと。そして、新たにやらなければならない事業を充実させていくと、そういう必要があるのではないかなと思うんですけれどね。常識的にいっても伸び率がひどい。増しては、この前申し上げた2～3日後に熊本県の人口が減っていますと。高齢化が進んでおりますと。こういう記事が熊日にも載ってましたね。これは完全にね、自然収入が減ることなんですね。そういうことでちょっとラフな計画ではないかなと感じがするんですけれども。いかがでございましょうか。

会長

財政計画のなかでの特に市税についての考え方ですね、その辺について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 熊本市 財政課

熊本市の財政課です。まず市税についてですけれども、これは、市税の中には個人市民税、法人市民税、固定資産税、事業所税とございます。私どもとしましては、例えば個人市民税は平成19年度の調定額そのまま伸ばしております。また、固定資産税は3年毎に評価替がありますので、マイナスになってまた新しいお家が出来ますと少しずつ伸びていくということでございます。

それから、事業所税や法人税は最初の5年間は富合町の方は、まったく事業所税は課税されないということで考えておりますので、25年度から少し伸びるという形をとらせていただいております。

それから、徴収率につきましては少しずつ0.1%ですけれども、伸ばして徴収の努力をしたいという考え方で、今市税を考えております。

また、今おっしゃいましたようにこれから少子高齢化が進むということで、労働力人口の減少に伴い、税収も落ちるのではないかというお考えですが、確かにそういった側面もあるかと思っておりますけれども、やはり熊本県の中で人口の集積地として製造業あるいはその他の新しいIT産業等で、付加価値の高い産業を育成することによって、その分は補っていく。そういうことになるかと思っております。

それから、もう1つおっしゃられた全体的にコストカットということですが、確かにそのとおりで、私共も行財政改革をしております。公務員、市役所でなければできないというものを精査いたしまして、できるだけコストのかからないやり方を考えているところです。以上です。

会長

どうぞ、事務局お願いいたします。

## 事務局

それから後1つですね、富合町が熊本市と一緒にになったら、いいこともあるだろうけど税金が上がるのではないだろうかということがお話にありましたが、この市税の中で、個人の中の市民税につきましては、まったく変わらないということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

## 会長

今、それぞれ事務局の方から説明がございましたが、少し歳出の方ですね、ご覧いただきたいと思うんですけれども。例えば平成19年度の総計額でございますが、2,214億となっております。29年度でございますけれども、2,179億ということで40億ほどでしょうか。マイナスということになっております。その内訳をご覧いただきますと、一番伸びが大きな項目の2つ目の扶助費でございます。これは、主に少子高齢化に伴います福祉関係の経費等がここに入ってくるわけでございますが、ここが490億から604億ということで、かなりの伸びが見込まれていると。これはなかなか削るのが難しいということでございますが、その一方で公債費でございます。これは借金の返済費でございますが、326から285ということで40億近く減らさせていただくと。投資的経費、いわゆる公共事業も含めたところの投資的経費でございますが、ここもマイナスの60ということで、いろんなやりくりをします中で、こういうふうな10年間の計画を立てさせていただいておるといものでございます。税収の方も極端に甘い見通しではないのではないかと考えているところでございます。

はいどうぞ。

## 長曾我部委員

納得しているわけではないですけれども、例えば事業所税ですか。3%とか言われましたですね、伸びが。経済成長率は2.1%と発表となりましたね。そういうふうにな、上手くいけばいいですよ。上手くいかないときにどうするかと、歳出を抑えてですね、健全な財政計画を組むというのが基本ですよ。そういうことで、ちゃんとやっていただければ結構ですけれども。どうも私は納得できないなと思っているわけで、よろしく願いします。

## 会長

これまでも、熊本市ですとね財政の健全化計画を平成16年度スタートで作られましたときにも、その後、国の三位一体の改革等ございまして、交付税が大幅に削られましたりですとか、非常に計画を策定、当初ではなかなか予測のつかない環境というか、非常に出てくる可能性もございまして。そのへんはですね、確かにその部分この中では、読みきれていないところもあるかと思いますが、そこは運営してまいります中でですね、し

っかりとした対応をするということに尽きるのではないかなというふうには思っておりますけれども。

どうぞ、どういう観点からでも結構でございますので、何か御意見等ございましたらお願いいたします。もし、ないようでございますなら、今回大変修正変更点もございましたので、次の協議会のときにまた、御意見・御質問等ありますなら、お出しをいただきたいと思いますが、今回はとりあえず次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、次の協議項目に移らせていただきます。続きまして、協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、77頁をご覧ください。協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」でございます。合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定・改正等を行うというものでございます。

79頁の個票の方に熊本市・富合町の現状の条例規則規程の状況を書いております。数はこのような状況になっております。必要となってくる関係する条例規則等につきましては、事務決裁の訓令等を始めといたしまして、約100ぐらいの規程になってくるのではないかなというふうに見込んでおります。これは、合併時までには、条例規則及び規程につきましての整備を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

会長

ただ今、説明のありました協議第13号につきまして、何か御意見・御質問等ありますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。ないようでありますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第14号「事務組織及び機構の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

## 事務局

81頁をご覧下さい。協議第14号「事務組織及び機構の取扱いについて」でございます。熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずるというものでございます。

84頁から5頁にかけては熊本市の現在の組織機構図を付けております。このような組織機構になっております。86頁の方に、富合町の組織図を付けてございます。富合町の総合支所的な機能としてですね、再設置をされるかと存じますけれども、行政委員会等につきましては、農業委員会等を除きまして統合の面がございましてが住民生活に関わります直接役場の方に住民の方がお出でになって、いろんな用務を足される。そうしたことについてのそれぞれの窓口の課といったものは基本的には確保するような方向で、そうしたサービスには支障をきたさないというようなことで、現在、組織機構の調整を諮っておるところでございます。以上でございます。

## 会長

ただ今説明がありました協議第14号につきまして御質問・御意見がありますならお願いいたします。

森川委員さんどうぞ。

## 森川委員

富合町の森川です。今の行政機構の件で総合支所を設置する方向は住民生活の上でもできたら、お願いしたいことなんですけれども、やはりその中で具体的にどういった業務が、富合の総合支所のできるのか、たたき台みたいなのがあれば、よければ見せていただくと。例えば、印鑑証明の業務ですとか、税務関係の業務ですとかができる、特にそういった具体的にあればいいと思います。特に、熊本市の場合は河内だとか支所があるんで、現在こういったサービスがそこでできているというのがあればお示しいただきたいと思います。

## 会長

ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

## 事務局

基本的には、現在手元にはございません。申し訳ございませんけれども、たたき台というのがですね。現在協議中でございます。ただ、総合支所ということでございまして、ベースは河内とか天明とか、見ていただければいいんですが、それよりも少し、かなりというか、まだ合併したばかりですので、充実してるというふうに考えていただいたほうがいいかなというふうに思います。独立性が強いと。かなりの部分が富合町の総合支所で行え

るといふふうになると。特に市民サービスの部分は全部できますので、そのへんはそういうふうにお考えいただいたほうが良いと思います。

会長

次の協議会までに、ある程度の項目とかが示せるのか。

事務局

すみません。担当課長が来ておりませんので、今の状況がちょっと。協議がですね、どの程度整っているかということが、まだはっきりしませんがお示しできましたら、次回までに。

会長

そうですね。非常にやはり富合町さん側の方で気になられることだろうというふうに思いますので、是非そのへんは、事務局の方で再度すり合わせをして欲しいと思います。次の協議会までに、出せる分について用意をしたいと思っております。既存の私共の総合支所等の業務とも合わせて、お示しをすればと思いますが。

事務局

次回よろしければ、出させていただきます。

会長

ようございますでしょうか。

森川委員

了承の意思表示有り。

会長

他ございますでしょうか。他、御意見がございませんなら次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、次に移らせていただきますが、協議につきましてはこれで終わりとさせていただきます。誠にありがとうございます。

それでは、最後になりますがその他とありますけれども委員の皆様方何かございますで

しょうか。お知らせや報告何でも結構でございます。上村委員さんお願いします。

上村委員

先ほど、都市計画の取り扱いのところで言いそびれてしまったわけですが、要望しておきたいと思います。言うまでもなく両市町が合併をするということは、今後のまちづくりに弾みをつけるためにですね、やっているということをまずお互いに改めて理解する必要があるんじゃないかと思います。しかし、その中で、まちづくりの進展に都市計画の関わりの中で十分その目的を達成することができないということであればですね、合併に対する不信感が出てくるのは当然なことだと。覚悟しなければならないことだと思っております。したがってせっかく新市のまちづくりに対する基本計画もですね、一応案として出来ておりますけれども、ここらあたりを雛形にしてこれからのまちづくりを発展させる為には、どうしても都市計画の対応を考えていかなければ、ならないんじゃないかと思っております。従って例えば、合併後の富合町のまちづくりに対する具体的な青写真を描きながら、土地の有効活用等も含めながら必要とするまちづくりの地域を市街化区域として県に推薦を出すというような取り扱いあたりを含めて、この問題については、真摯に改めて受け止めてもらって1つ前向きにですね、今後合併後のまちづくりに弾みがつくように、努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。なかなか都市計画法との絡みとか、あるいは近隣の自治体との関係とかあるでしょうから、今日の段階では、答弁はということにもならないと思いますので今日はそういう気持ちで次回のお返事を期待しておきたいと思っております。以上です。

会長

継続扱いとなりましたので、次回までにもう少し精力的に協議を進めていきたいと思っております。

何かその他でございますでしょうか。森川委員さん。

森川委員

今の都市計画の話なんですけれども、私も平成12年ですかね、会社の方が立ち退きになった関係で、開発区域内で土地を買い求めて開発でやったことがあります。そういった調整区域内の開発は大変なんで、やはり富合町の方の中には都市計画が以前は市街化調整区域がほとんどの地域がなっていたということは、かなり土地を動かしていくということで不満になってた。これはもとを正せば、昭和46年当時なんですけど、ちょっとそのときに本当に地域の人達の声が活かされた形での都市計画がなされてたかが問題だと思うんですよ。例えばその後の見直しなんかでも、ここに住宅が建ちそうもないところが市街化区域になってたりとか、そういったことがたぶん町内には不満の声があって、今回合併に伴って都市計画がどう変わるかということがかなり心配になってくるであろうと。ですか

ら、たぶん熊本と富合が合併したときに、富合の方に住宅需要が出てくると思います。さつき、原田委員さんに言われたことにありますけれども、富合というのは地元の私が言うのも変なんですけれども、かなり住みやすい地域ですし、新駅ができれば住宅需要が増えてくると。そういったときに乱開発が行われたら困るので、その場合には必要な地域は市街化を抑制するような施策も必要な場面も出てくるだろうと。そういったときに都市計画とか土地利用が一方的に行政の方からこうですと言われちゃうと地域の不満があるので、そういったことが地域の声はどう生かされるかという枠組みがですね、生かされるかが今回この問題の解決にも繋がると思うんで、そういったところが行政の方にも、例えば都市計画についても、どういう考え方をするのか、その中でどう地域の声を反映するのか仕掛け作りなんかも是非ともやってもらいたいと思います。

会長

ありがとうございました。松永委員さんから手が上がりました。

松永委員

上村委員さんの方から都市計画の問題がありましたので、この件に関してはですね、事務局の方から専門部会で、話をしまして継続審議ということになっておりましたので、これはですね、私たち議会の方も慎重に扱いたいという形で、私たちも質問答弁は控えておりました。今、森川委員が言われたんですけれども、若干、違う部分がありますので御説明をしておきますが、皆さん方も新聞等々で見られておられると思います。その中で都市計画の問題が合併と絡んだような形で、取り上げられておりますけど、私たちの考えとしては、まず、政令指定都市になったときに合併に関しては、なんら問題はないと思うんですが、最終的には都市計画の問題は富合町ではなくて、政令指定都市にならないであればですね、宇土都市計画の中に入ってるということで、熊本市と宇土市と県の問題かと思えます。我々が富合町のもですね、政令指定都市になったときの区域区分で市街化調整区域、市街化区域という形の中で、熊本市長始め、執行部の方、議会の方々の中で、ようするにどれだけの条件緩和という形の中でその意向を示していただけるかということに関して今から、お互いに勉強して、会議をしたいということでもあります。そのへんに関して合併がどうのこうのということに関しては実際ありませんので、その政令指定都市の区域区分、これはもちろん県の権限であります。熊本市と合併したときに政令指定都市を目指して、政令指定都市になったときに、こういった条件を出していただけるのか、というのを両議会もしくは執行部作業部会の方で検討をやりたいという意味合いでございますので、そこらへんは勘違いがないようお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございます。西村委員さんからも手が上がりましたので、どうぞ。

西村委員

先ほどの森川委員の質問にも関連しているわけですが、開発を民間に任せるといふことであればですね、ちょっと心配なのが道路の幅ですね。これを行政の方で計画的に策定されて、長期的な展望を示してもらいたいと思います。あとで拡張するということは大変なことです。それと、富合は車両基地が建設されております。だからハード面は非常に財政面を加えてですね、よくなっていく可能性はあると思います。しかしながら、原田委員さんのおっしゃったように失われる面も出てくるわけですね。それをどこで調整していくかと。例えば緑の問題、水の問題、河川の問題いろいろあると思いますけれども。そういうものを長期的に上層部の方で計画を立てていただきたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。その他ということでございますので、どうぞ、次回以降のですね、審議の参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞどなたからでも結構でございますので、御意見をお出しいただければと思います。

他ございませんでしょうか。都市計画のことに關していくつか御意見がございましたので、先ほど申し上げましたように、次回までのですね、協議会の中でのいろんな調整といいますか、意見すり合わせの中で、参考にさせていただきたいというふうに考えております。誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から何かありませんか。

(なしの意思表示有り)

会長

それでは、ないようでございますのでこれで議事を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

閉会挨拶

村崎 秀 富合町長

長時間に渡りまして、慎重審議いただきまして大変ありがとうございます。富合町といたしましては、委員さんから都市計画の問題が継続審議となりましたけど、この問題が富合町の中で、合併に対する問題となっております。しかし、今の合併と都市計画の問題は関係ないと私は進めておりますが、政令都市になった場合のその区分の問題に対してです

ね、なかなか100%答えは出せないと思っておりますけれども、これに対する不安は、大変私たち合併に批判される方が躍起しておられますので、このことについても今後の法定協の中、また事務サイドの中でも検討していただきたいと思っております。それと、原田委員さんからハード事業だけではどうだというお話がございました。確かに私たちの町もですね今、ボランティアグループあたりがですね、今、紫陽花をですね2,000~3,000本育成しております。そして浜戸川にはですね、梅の木を昨年から、今100本くらいですかね、植栽しまして、時機に伸ばしていきたいと、ボランティアグループがやっております。それと、大きな河川がございまして、その周辺に水辺の植栽事業ということで、ハナミズキをですね2地区に100本づつ植えております。これを伸ばしていきたいと思っておりますが、熊本市に引付いてからですね、なかなか難しいかなと思っております。富合町は緑川の大きな河川がございまして、その利用の方法、また雁回山の利用あたりはですね、プランを持ってはおりますが、財政の問題がいろいろございまして、なかなかおっしゃったとおり農村と開発と合わせて、そのことをですね、富合町の生き方をお願いしたいと思っております。

今日は皆様方の御理解で法定協の7回目が終わりました。もう暫くのことだと思っておりますので、早く合併できることを念じまして、大変御協力ありがとうございました。終わります。

司会

これをもちまして、第7回熊本市・富合町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

15時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 8月20日

署名委員

松永隆

署名委員

田川家裕